

## 申請枠区分

通常枠

## 申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

### 1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### ■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

## ■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般財団法人未来基金ながさき

団体代表者 役職・氏名

理事長 山本倫子

分類

法人番号

団体コード

申請団体の住所

長崎県長崎市出島町2番11号 出島交流会館5階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

## ■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

## 2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

## 3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

## コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成  
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構

2 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
<input type="text"/>
(4)情報公開について（情報公開同意書）
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

<input type="text"/>
----------------------

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	「地域で地域を支える」交通・子ども・生活の共創モデル構築事業		
	事業名(副)			
	団体名	一般財団法人未来基金ながさき	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	②ソーシャルビジネス形成支援事業			
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	④ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑦ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_4.質の高い教育をみんなに	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	離島・過疎地で生まれた子供達は地理的ハンデのため生誕時から不平等である。過疎地やみなし過疎地なども多くなり、行政の支援策では都会と違い生き届かない現状の中、生まれた場所で文化的な体験がほぼできないため人格形成にも大きく関わっている現状がある。子供だけではなく、周りにいる大人も諦めが常である。
_9.産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。	離島や過疎地は公共交通機関が少なくなり人は孤立し故郷を離れざるを得ない。学校も統廃合され商店も減り住みたくても住めない状況。行政が運営している交通があっても行き届かずクラブ活動を諦める子どもがいる。

11.住み続けられるまちづくりを	11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全てのひと々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	離島や過疎地の一部では90代の方でも生きていくために車を運転せざるを得ない。女性、子ども、障がい者は家族が居ないと外出もままならず、子どもたちは何時間も歩かないと行きたいところに行けない状況がある。

## I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	128/200字
当財団は、社会課題の解決や地域の活性化などの公益活動を広く支え、公益活動に必要な資金等の資源の募集と、必要な資源の仲介および分配を行い、社会を構成するすべての主体が公益を支える仕組みを構築することにより、豊かな地域社会の創造と発展に資することを目的とする。	
(2)団体の概要・活動・業務	193/200字
社会課題解決を行う公益的な団体、企業及び個人の支援に必要な資金等の資源を募り確保し公益活動を行う団体等に対し助成等を行う。公益活動を行う団体等へ対しその経営に必要な資源を提供し資源提供者に対するコンサルティングを行い調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業。普及・啓発物品、寄付金付物品及び出版物等の販売。社会を構成する多様な主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業。	

## II.事業概要

					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	長崎県	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	地域移行による不利益が発生する子ども					(人数)	長崎県小学生・中学生 約10万人 80%過疎地 対象 8万人	
最終受益者	交通問題を抱える地域の住民					(人数)	長崎県全人口 約120万人 80%過疎地 対象96万人	

事業概要	<p>前事業を通じて、地域における移動手段がないことで、文化活動が実施できない子ども達の支援を実施した。実行団体3つの地域においては、一定の持続性がある支援が実施できたものの、今後の地域展開の実施や、人口減少、それに伴う交通網の削減が推進される中で、新たな地域の移動網の構築が必要と感じた。移動がなくなることで、豊かな人生を暮らせない多くの子どもや、高齢者、地域住民にふれる機会があり、これらの状況改善のためにも、構築を進める必要がある。具体的には、「地域に眠るリソースを地域で利活用すること」「その活動をソーシャルにすることで、地域住民よりの支援をうけること」の2点を中核にしている。全国の交通支援モデルでは、運賃を財源する事業か、行政からの支援を財源とする事業が多く、どれも少子高齢化の現状にそぐわないものとなっている。本事業では、一つの財源にたよらず、様々なセクターの資源を利活用することで、事業の持続性を担保し、地域が地域を支える点が特徴である。前事業で構築した事業がベースとなっており、その事業での資産やノウハウを本事業では新しい実行団体に提供し、事業の精度を高め、実現性をあげている。</p>
	495/600字

### III.事業の背景・課題

(1)社会課題	606/1000字
<p>離島・過疎地は、生まれは都会生まれと違い「離島・過疎地だから」と我慢を強いられ不平等の状態。離島・過疎地は高齢者の運転率も高く、交通が無い為「住み慣れた故郷」を泣く泣く捨てるを得ない状態。</p> <p>少子高齢化による学校の統廃合や部活の地域展開を通じて、離島・過疎地・みなし過疎地・中山間地域の子も達は、移動手段がないため、部活をあきらめるといふ、体験機会の格差がますます増える。一方で、特に、離島・過疎地が多い長崎県においては、少子高齢化により行政財源も縮小する中で、行政のみたよった交通対策では、持続性がなく、同様に運賃収入を原資で運営する交通事業も、また人口減少により持続性がない現状である。そのため、誰か一人の財源でなく、地域に眠る資産（自動車、バス、ドライバー、場所、道具、指導者など）を協働の力で結びつけたより継続した地域交通プログラム・ネットワークの構築が必要である。</p> <p>前休眠事業において、みえてきた課題として車両の継続した確保や、ドライバーの確保など、単独での事業実施のための人員確保・財源確保があることが判明した。この課題が解決するモデルでない場合は、助成金を活用した事業について短期的なものになる可能性を感じている。一方で、実行団体の雲仙市のモデルである、地域に眠るリソース（車両、ドライバー、場所、道具など）を利活用するモデルが、一つの財源や人員に依存せず、持続性あるモデルとなると想定している</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	120/200字
<p>①対馬市地域公共交通網形成計画（平成27年3月：対馬市）②長崎県離島振興計画（平成25年5月：長崎県）③過疎地域持続的発展方針（令和3年8月：長崎県）④離島振興法（国土交通省）</p> <p>⑤長崎県しまの芸術祭（長崎県：若者人口の定着、交流人口の拡大）</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	209/200字
<p>前休眠預金事業において、対馬市、雲仙市、佐世保市の3市において、交通課題解決にむけた事業を実行団体とともに実施した。また同時に、県が主催する地域展開会議の参加や、移動交通を管掌する部門との情報交換を実施した。これらにより、行政単独での課題解決の難しさや、現在の民間交通や、ライドシェアなど運賃のみを財源とする活動の限界を感じた。特に雲仙においては、行政、民間、住民などのリソースを少しづつもちよったモデルが構築された。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	149/200字
<p>休眠預金事業で構築したモデルを同じ課題を持つ離島や過疎地へ広げる一つの指針になる。また、現状の国や自治体の施策では自治体を跨いだ施策の執行や福祉・教育・交通の資源循環など横断的な課題に対応できる公的支援制度は整備されておらず、この事業を休眠預金で行うことにより、継続した事業に構築することが出来る。</p>	



(2)-2 短標アウトカム（非資金的支援）※資金分配[100字]	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
協議会が機能するようになり活動が拡大する。		①運営メンバー活動の実績 ②各実地地域の運営メンバーの人材配置		ゼロとして設定する			それぞれの協議会にて運営メンバーが1名以上の状態
各運営メンバーのスキルアップ活動の発展に取り組む状況が生まれる。		①協議会が実施する研修会の開催 ②スキルアップ等に関わる相談件数 ③情報・知見共有ツールの導入数		ゼロとして設定する			研修会、相談会が実施されている状態
協議会の構成団体が組織基盤強化に取り組む状況が生まれる		①ガバナンス関係の自己診断実施数 ②協議会が実施する研修等への参加者数 ③広報戦略作成数		ゼロとして設定する			組織基盤強化のための研修が実施されている状態
協議会の構成団体が評価に取り組み、他地域への波及がおこなわれる状況が生まれる。		①評価件数 ②波及地域数		ゼロとして設定する			県内の他の市町への展開、情報共有がなされている
法人化が必要な場合は継続した支援をするために法人化をおこなう。		①法人化数		ゼロとして設定する			1法人以上が設立している
財政確保のためのマンスリーサポーターや企業・個人寄付などを受け入れる体制が出来る。		①体制件数		ゼロとして設定する			それぞれの団体にサポーター制度等寄付モデルが確立している

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
協議会設立のための設立メンバーを地域の声かけで招集。キックオフ会議を実施し、年間計画を作成し、まずは地域の実情を把握するため、アンケートを実施。地域リソースの整理をし、不足しているリソース（運行管理システムは必須）を整理し、購入計画をたてる	2026年4月～2027年3月	120/200字
新しい地域交通のテストケースを、テストする地域をさだめ、その地域での説明会等を通じて認知をたかめて、運用を開始。その際は、こども対象、高齢者・買い物難民対象とし、二つの軸で設定。運用後アンケートを実施し、課題点を整理する。同時に、協議会の活動を、行政の広報誌やメディアやSNS等を通じて、地域の様々な方へ届く広報も実施	2027年4月～2028年3月	159/200字
テストモデルの地域を広げて、今後の対象地域内全体への波及をするための、リソース整理を実施。地域での協力者応援を通じて、リソースを増やし、移動手段の確保の幅を広げていく。また地域への広報を通じたファンドレイジングを実施し、最低限の運営費確保を実施。最終評価を実施し、地域への成果発表を行う	2028年4月～2029年3月	143/200字
		0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
・地域の交通に関するヒアリングやアンケートによるニーズ調査の支援・地域に合った交通手段の方策を検討・決定の支援・地域交通運営委員会途への助言・地域リソース確認	2026年4月ー2027年3月	79/200字
・戦略と一緒に検討するための圏域内外の人（分野専門家、実践者、研究者など）や機関・団体等の紹介・各種研修への専門領域支援者の派遣支援・行政、助成財団、企業等に対して、事業理解を促すような資料作成やエビデンス作り支援・事業の中間報告会開催支援・省庁の施策や民間セクターの動向について、実行団体や地域の関連機関に対して情報提供・座談会でのアドバイスや地域支援者発掘の協力	2027年4月ー2028年3月	183/200字
・持続的なモデルシステムを構築するために事業の成果報告会を開催・事業に特化した基金や財団の設立およびマンスリー寄付などの寄付の継続を促すための支援・継続するための地域支援者制度を構築し地域で支援を行う体制を作る	2028年4月ー2029年3月	105/200字
		0/200字

#### V. 広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	WEB媒体やマスコミ等を活用して積極的に成果を広報する。事業進捗等については、HP・SNSによる広報、イベント開催時は地域の関係機関、報道機関に呼びかけ、事業を発信する。中間報告会、成果報告会を開催するほか、必要に応じ関係各県庁より支援スキームの広報協力を要請する。また、本会の評議員のテレビ局にて休眠預金を活用してのドキュメンタリー番組の制作予定。	176/200字
連携・対話戦略	関係機関・行政等へ地域課題と地域資源の必要性と課題解決にむけた後方支援を依頼する。また、行政の地域福祉計画の一つに入るように働きかける。県内5地域で事業報告会を行い、今回の地域に類似する行政等に対してモデル実施を促す。	109/200字

#### VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	ロータリークラブ・ライオンズクラブ等と連携した助成資金調達。遺贈や冠基金に対する土業との連携。クラウドファンディング等インターネットの寄附サイトを活用。休眠預金で培ったノウハウを可視化し運営に生かし、県関係各課や議員などに対して内容報告を行いながら施策や議員立法などに提言をしていく。	143/400字
実行団体	組織基盤強化に向けたファンドレイザーと補助も入れた二人三脚での伴走支援当財団のネットワークを活かして実行団体の管轄行政への事業説明やインフラ維持費に対する補助の協力要請、企業版 ふるさと納税や関連補助や助成導入の提案を図る。本助成の成果として、地域の本来あるべき地域資源や子どもの未来をモデルシステムとして構築することが見込まれる。また、自分たちで運営するために事業基金や財団およびマンスリー寄付の立ち上げをファンドレイザー含め行う	216/400字

## VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	248/800字
<ul style="list-style-type: none"><li>・2020年5月ながさき子ども応援基金設立し助成</li><li>・コンソーシアム団体として休眠預金制度（新型コロナウイルス対応緊急支援助成）を実行団体へ助成</li><li>・2021年3月コンソーシアム団体として休眠預金事業（新型コロナ過における緊急被災者支援事業）を行う</li><li>・全国コミュニティ財団および公益財団法人さなぶりと協働で新型コロナウイルス対策支援基金実施</li><li>・全国コミュニティ財団および公益財団法人さなぶりと協働で新型コロナウイルス対策医療機関支援で医療機関へ助成</li><li>・2021年8月北部九州豪雨長崎災害基金設立し助成</li></ul>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	75/800字
<ul style="list-style-type: none"><li>・上記助成事業の支援先発掘および伴走支援実施</li><li>・各行政の地域福祉計画、児童福祉推進計画、まちづくり等の委員として参画</li><li>・長崎新聞社と連携した基金の開発</li></ul>	

## VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4 団体。	
(2)実行団体のイメージ	地域の社会福祉協議会、NPO法人、任意団体、企業、様々な協議会等で地域課題を認識し解決に意欲的な団体	50/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1 0 0 0 万～3 0 0 0 万	11/200字
(4)案件発掘の工夫	県内で巡回地域相談会を行っている中で課題解決の活動を検討している団体に対して周知を行う。県民ボランティア活動支援センターからのメルマガおよび広報誌での周知広報。行政の地域づくり推進課および文化振興課等への周知広報。県内の社会福祉協議会の広報誌等での情報提供。長崎新聞社、長崎国際テレビでの情報提供	148/200字

## IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	・実施体制・・・内部3名、外部2名 ・マネジメント体制・・・事業部長（事業統括）1名 ・経理体制・・・経理主担1名 ・PO体制・・・PO主担（公募、実行団体の伴走支援、評価、精算）1名、PO副担（実行団体の伴走支援）1名 ・評価体制・・・評価専門家1名				128/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定  ※資金分配団体用	人数  2  名	内訳  新規採用人数 (予定も含む) 1 名  既存PO人数 1 名	他事業との兼務  予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)  予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	法令遵守規程に基づき、助成事業実施の運営を行う。法令遵守責任者は、法人全体の法令遵守体制確保のため、役職員に対し、コンプライアンスの周知徹底、遵守における問題点の抽出、チェック、評価を行い、法人に於ける法令遵守の総責任者としての役割を担う。法令遵守責任者は、コンプライアンス上の問題が発生した場合は、検討会議を開催し問題の解決、処理等の対応にあたる。				175/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	「地域で地域を支える」交通・子ども・生活の共創モデル構築事業
	団体名	一般財団法人未来基金ながさき

	助成金
事業費	140,948,200
実行団体への助成	120,000,000
管理的経費	20,948,200
プログラムオフィサー関連経費	23,557,500
評価関連経費	12,820,000
資金分配団体用	6,820,000
実行団体用	6,000,000
合計	177,325,700

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	47,067,400	46,917,400	46,963,400	140,948,200
実行団体への助成		40,000,000	40,000,000	40,000,000	120,000,000
-					
管理的経費	0	7,067,400	6,917,400	6,963,400	20,948,200

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	8,077,500	7,789,500	7,690,500	23,557,500
プログラム・オフィサー人件費等	0	0	0	0	0
その他経費	0	8,077,500	7,789,500	7,690,500	23,557,500

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	3,740,000	3,190,000	5,890,000	12,820,000
資金分配団体用	0	1,740,000	1,190,000	3,890,000	6,820,000
実行団体用		2,000,000	2,000,000	2,000,000	6,000,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	58,884,900	57,896,900	60,543,900	177,325,700



## 団体情報入力シート

### (1) 団体組織情報

法人格	団体種別	一般財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般財団法人未来基金ながさき		
郵便番号	850-0862		
都道府県	長崎県		
市区町村	長崎市出島町		
番地等	2番11号 出島交流会館5階		
電話番号	095-823-2022		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://miraikikin-nagasaki.or.jp/">https://miraikikin-nagasaki.or.jp/</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2020/05/20		
法人格取得年月日	2020/05/20		

### (2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヤマモト リンコ
	氏名	山本 倫子
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

### (3) 役員

役員数 [人]	13
理事・取締役数 [人]	5
評議員 [人]	7
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

### (4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	3
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

#### (5) 会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	0
個人その他会員 [人]	0

#### (6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

#### (7) 監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

#### (8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

#### (9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

#### (10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	13
申請前年度の助成総額 [円]	54,691,000
助成した事業の実績内容	休眠預金等活用事業2022年度通常枠 NBCこどもミライ基金（独自助成）

#### (11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	休眠預金等活用事業2020年度緊急コロナ枠



※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	「地域で地域を支える」交通・子ども・生活の共創モデル構築事業
団体名:	一般財団法人 未来基金ながさき
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。	
記入完了	記入完了
確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第21条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第22条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第22条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第23条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第26条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第26条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第29条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第9条
<b>● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第32条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第32条
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第43条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第44条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第44条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第44条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第46条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第46条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第49条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第46条
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第33条
<b>● 監事の監査に関する規程</b>				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第3条
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬並びに費用に関する規程	第3条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬並びに費用に関する規程	第6条

<b>● 倫理に関する規程</b>				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第2条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第2条(1)
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第11条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第12条
<b>● 利益相反防止に関する規程</b>				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条
<b>● コンプライアンスに関する規程</b>				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条2(4)
<b>● 内部通報者保護に関する規程</b>				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第10条
<b>● 組織(事務局)に関する規程</b>				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2章
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第2章
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第3章
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第4章
<b>● 職員の給与等に関する規程</b>				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員給与規程	第3条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員給与規程	第6条
<b>● 文書管理に関する規程</b>				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条、第9条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
<b>● 情報公開に関する規程</b>				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	別表
<b>● リスク管理に関する規程</b>				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
<b>● 経理に関する規程</b>				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第10条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第4章
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第2章
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第21条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章